

第3回原子力委員会臨時会議議事録

1. 日 時 2009年1月22日(木) 10:30～11:15
2. 場 所 中央合同庁舎4号館10階 1015会議室
3. 出席者 原子力委員会
近藤委員長、田中委員長代理、松田委員、広瀬委員、伊藤委員
核融合専門部会
高村部会長
内閣府
土橋参事官、瀧上企画官、牧参事官補佐、渡邊主査
4. 議 題
 - (1) 原子力政策大綱に示している核融合研究開発に関する取組の基本的考え方の評価について
 - (2) 原子力損害賠償制度の在り方の検討について
 - (3) その他
5. 配付資料
 - (1-1) 原子力政策大綱に示している核融合研究開発に関する取組の基本的考え方の評価について
 - (1-2) 原子力政策大綱に示している核融合研究開発に関する取組の基本的考え方の評価について(案)
 - (2) 原子力損害賠償制度の在り方の検討について(案)
 - (3) 第51回原子力委員会定例会議議事録
 - (4) 「原子力委員会 市民参加懇談会 in 鹿児島」参加者募集について

6. 審議事項

(近藤委員長) おはようございます。第3回の原子力委員会の臨時会議定例会議を開催させていただきます。

本日の議題は、一つが、原子力政策大綱に示している核融合研究開発に関する取組の基本的考え方の評価について、部会から報告を頂きます。二つ目が、原子力損害賠償制度の在り方の検討について、これは前回お話を伺ったことについて委員会としての見解をとりまとめること、三つ、その他となっております。よろしく願いいたします。

それでは、最初の議題。

(1) 原子力政策大綱に示している核融合研究開発に関する取組の基本的考え方の評価について

(土橋参事官) それでは、最初の議題でございますが、核融合専門部会におきまして、これまで核融合研究開発に関する取組の基本的考え方の評価をしていただきました。その報告書がとりまとめられましたので、本日は高村部会長より御説明を頂きます。部会長、よろしく願いいたします。

(高村部会長) それでは、核融合専門部会でとりまとめた政策評価に関する報告書の概要について御説明申し上げます。資料第1-1号でございます。

まず、目次を御覧いただければと思います。第1章から第4章と付録になっています。第1章は、経緯について書いてございます。第2章は、評価作業のポイントあるいは評価作業のプロセス等について書かれてございます。第3章、第4章が本論でございます。第3章は幾つかの項目にわたっておりますけれども、後ほど述べる「推進方策について」の記述がございまして、それに対して現状を述べて評価を記述しているということです。第4章はまとめです。それで、付録は開催の実績、ご意見を聴く会を実施しましたその概要、専門部会の委員の名簿、それから原子力政策大綱の抜粋、用語解説になっています。

まず第1章でございますけれども、平成15年の核融合専門部会においては、既に平成4年6月、「第三段階核融合研究開発基本計画」、これは原子力委員会決定でございますけれども、この進捗状況についてチェック・アンド・レビューを実施するとともに、その結果を踏まえた今後の核融合研究開発の推進方策について検討して、平成17年10月に先ほど申し上げた「推進方策について」である、「今後の核融合研究開発の推進方策について」を

とりまとめました。その後、核融合研究開発については、御存じのように、平成19年10月のITER協定の発効でITER計画が本格的に始動したこと。それから、平成19年6月のいわゆる幅広いアプローチ、BA協定の発効等によって、幅広いアプローチ活動が始まったということで、新たな展開が見られ始めたということでございます。

これらの観点に鑑みまして、原子力委員会は原子力政策大綱及び先ほど述べました推進方策に示された核融合研究開発に関する基本的政策の妥当性について評価を実施するために、核融合専門部会において調査審議を実施することを決定いたしました。これが平成19年9月でございます。

それで、評価作業といたしましては、第2章になりますけれども、我が国における核融合研究開発に関する基本的考え方の妥当性について、次のような形で評価を実施いたしました。まず1番目は、関係行政機関等からのヒアリングでございます。文部科学省、原子力機構、核融合科学研究所、大阪大学レーザーエネルギー学研究センター、学協会、産業界、これらの機関から取組状況を把握して、関連する取組が十分な成果を上げているかどうかについて評価を行いました。今後の関係行政機関等の施策の進め方に関する提言を含めた報告書を取りまとめたということでございます。それに当たりまして、10月から11月の1カ月間にわたりまして報告書の案に対するパブリックコメントを実施いたしました。50件余の意見が寄せられました。さらに、国民への施策についての説明及び意見聴取を行うために、11月7日につくば市にて「ご意見を聴く会」を実施いたしました。3名の招待の方に加えまして、参加者は若干少なかつたのですが、その中から5名の方の一般の方の御意見を頂き、さらに寄せられた意見は二十数件にのぼっております。これらの報告書（案）に対する意見募集やご意見を聴く会において頂いた意見の対応について審議し、報告書を取りまとめたということでございます。

これが評価作業のプロセスでございます。

さて、第3章と第4章をまとめて、先ほど申し上げた提言でございます。結論的には第3章にとりまとめられた評価を踏まえて、原子力政策大綱及び推進方策に示されている核融合研究開発に関する取組の基本的考え方は引き続き尊重されるべきであると結論いたしました。しかし、関係行政機関等においては、今後これから紹介いたします提言を踏まえて、関連する取組の改善を図りつつ、着実に施策を推進していくことが必要であるという指摘もなされたということで、主な提言でございますけれども、第4章にまとめがございますので、それを見ていただければと思います。

まず（１）は、ITER計画及びBA活動についてでございます。ITER計画及びBA活動ともに計画は着実に進展しており、引き続きオールジャパン的な連携を図りつつ、着実に計画を進めることが必要である。その他、ITER計画に参画する優秀な人材の確保と、核融合炉実現に向けた我が国における知的財産、ノウハウ等の確保が確実に行われる体制の構築に向けて、関係機関において多方面からの戦略的な検討を実施すべきであるということです。この人材確保はかなり重要なポイントでございます。それから、BA活動については、実施内容について国内研究者間での一層の情報共有がなされる体制の構築と参加の枠組みを整備すべきであると。それから、原型炉の実現に向けてロードマップで明らかになった、いわゆるITER、BAでカバーしきれない開発要素にも留意する必要があるということです。

（２）学術研究について。学術研究の大きな柱として、ヘリカル、レーザー方式でございますけれども、核融合の選択肢を拓げる観点から、着実に研究が進められていると判断いたしました。ヘリカル、レーザー方式による研究の進捗を踏まえて、さらにそれぞれの将来計画を検討した上で、文部科学省において適切な時期に核融合炉としての可能性に関する評価を実施し、その後の計画の進め方を検討していくべきであるとししました。細部にわたりますけれども、ヘリカルにおいては、成果は非常に大きいものがあるのですけれども、他分野にも高く評価される学術研究をさらに生み出すことを期待するという記述も加えております。レーザーにおいては炉工学を検討すべき時期に来ていることにも言及しております。

もう一つの柱は、基盤学術研究でございます。この基盤学術研究と核融合研究のフロンティアであるITER計画の双方向的研究を促進する観点から、国際トカマク物理活動、ITPAと呼んでいますけれども、それからテスト・ブランケット・モジュール計画、TBMと呼んでいますけれども、これらの活動への参加が促進されるように、核融合エネルギーフォーラム等を通じた取組を充実すべきであるという点が1点。それから、ややもすれば若干遅れぎみでありました炉工学、大学を含めた炉工学研究の強化が強くうたわれております。炉工学ということを含めて、総合的な核融合工学として発展することを期待するという記述をしております。技術開発ロードマップに示された課題、これらの課題を解決できる学術基盤を先見的に取り上げ、解決の道筋を国民に明示する必要があると、そういうことが期待されているということです。

核融合に係る学術が広がりを持ち、革新性、厳密性が高く評価される文化が醸成すべきであり、大学等における基礎研究がプロジェクト研究と相補的な観点からも着実に推進される

べきであるとまとめております。

(3) 研究開発体制ですけれども、関連する科学技術分野、特に原子力の他の分野との連携・協力を視野に入れた戦略的な研究開発体制、先ほども触れました人材育成・交流方策の構築を目指して、様々な場で検討されている人材の育成・確保策を効果的かつ効率的な施策に具体化していくべきであるということでございます。これは産業界を含めて戦略的に取り組んでいくことが重要であると考えております。

(4) 社会への発信についての項目でございます。国民に対して核融合エネルギーの意義や実現可能性、エネルギー問題全般とそこでの核融合の位置付け等について、常に説明していく努力が必要。核融合に関する国民との相互理解を図る際には、こちらからの一方的な情報発信ではなくて、広聴活動、国民の意見をよく聴くということですが、広聴活動を通じて得られた国民の核融合に対する意識や意見等も踏まえて、広報や対話の活動を丁寧に進めていくべきであると述べております。

最後(5) 次段階への移行の判断についてでございます。関係機関においては、先ほどの推進方策に示されているのですけれども、中間段階、いわゆるITER機構発足後約10年程度での達成目標と、最終的な次段階、いわゆる原型炉ですね、段階への事実上の移行条件が推進方策に示されております。これらの目標と条件を達成することを目安として施策を実施することを期待しているわけです。その際、選択と集中の考え方にに基づき、効果的かつ効率的な資源配分を行うことが必要不可欠であることから、今後も適宜適切なチェック・アンド・レビューを実施していくべきであると結んでおります。

ということで、原子力委員会の委員の皆様のご協力を頂き、それから事務局にも非常に大きな支援を頂いてこの報告書をまとめることができました。

最後に私の感想を。この報告書をまとめるプロセスの中で、まずパブリックコメント並びにご意見を聴く会でもいろいろな方が指摘されたのがエネルギー教育です。エネルギー問題ということで核融合を位置付けて我々はいろいろな広報をやっていますが、先ほども触れました広聴という考え方は非常に大切であると改めて感じた次第です。その上で、いろいろなエネルギーの方策の中で核融合が位置付けられるべきであることを改めて感じまして、そういうような観点からの広報というものが必要であるということが第1点です。

それから、先ほどの人材育成、これは文部科学省でも鋭意今取り組んでいるわけですが、特にITER、BA含めて、国際的活動の場の中で日本人がいかに活躍できるかということ、これと我が国における人事システムとの間に若干のギャップがあると思うのですけ

れども、それをどうやって埋めていくのかに知恵が必要だと思います。できないことではないと思っておりますけれども、これを何とかして戦略的に取り組んでいかなければいけない。それから、核融合に関しては、特に早期、要するにエネルギー源として国民に実感してもらうということがないとなかなか認めていただけない。個人的には例えばITERでも、先ほどテスト・ブランケット・モジュールの話をしていただきましたけれども、それに何らかの発電システムをつけてデモンストレーションするような工夫も必要なのではないかと思います。私の個人的な意見も含めて御報告申し上げました。何とぞよろしく願いいたします。

(近藤委員長) どうもありがとうございます。

高村部会長には大変御多忙の中、非常に適切なリーダーシップを発揮されまして、多様な意見が表明される部会の議事運営にあたり、またご意見を聴く会の差配も素晴らしいものがありました。この機会に先生の御尽力に心から感謝申し上げます。

今日御報告を頂きました内容につきましては、私どもも審議に参加しておりましたので、この場で個別具体的な点についての質疑はないのかと思いますが、せっかくの機会ですから、各委員から、この分野における今後の取組等に関して御所見等を開陳頂ければと思います。いかがでございましょうか。

どうぞ。

(田中委員長代理) 平成17年に推進方策をまとめていただいて、それから2年経って今回まとめていただきました。平成17年の時点でITERの発足とかBAの段階にいていたわけですが、今回はそれがきちんと正式に発足した段階でそれを確認していただいたという意味で、大変よかったのではないかと思います。

それで、今後核融合を実際のエネルギー源として持ってくるために越えなきゃいけない技術的な課題が記述されていて、その一部を、ITERをやることによって克服しようという段階。それから、今高村先生おっしゃったように、それ以外にも核融合の発電システムとして考えると、ほかに工学的な問題が山ほどある。それを着実にやっていくことが大事だと書いてあるのだと思うのです。

昨年OECDのNEAの2008年のアウトルックを出したところで、核融合技術は本質的に核分裂から比べて非常に難しい、だからすぐにエネルギー源として見通せるような状況にはないという表現、それはそれで一つの見解だと思うので、私も個人的にもそういう難しさを感じています。特に非常に長い研究開発が必要だと思いますし、しかも今までは国内でやってきたものを国外に出てやるという意味でまた別の難しさがあると思うのです。だから、

そういう意味で長い目で、科学技術として率直に国民に対し発信していくことが私は大事じゃないかなと思います。そうしないと長続きしないとしますので、今後とも引き続きよろしく願いいたします。

(高村部会長) ありがとうございます。今の田中委員の言葉を肝に銘じておきます。長期にわたりますので、私自身も非常に難しい点については本当にしみじみと感じておりますけれども、何事もそんなものだろうと。ただ時間が必要だということで着実に進めていきたいと個人的には思っております。ありがとうございます。

(近藤委員長) ほかに、はい、伊藤委員。

(伊藤委員) 私もこの核融合研究というのが非常に長い道のりという観点で感想とお願いを申し上げたいです。私が初めてこの核融合にかかわる話に遭遇したのは、もう約半世紀ぐらい前、学生時代にプラズマの話を聞きまして、「これは将来の夢のエネルギー、核融合につながる大事な技術だ」と。あの頃はまだプラズマの持続時間が極めて短くて、どう長くするかという話を学生時代講義で聞いた覚えがありました。それが約半世紀たって、それでもITERという形で着実に進んできたと思われるんですが、しかし、今回もこの評価に参加させていただいて感じましたのは、専門の委員の皆さんの話を伺っていても、まだまだ基盤研究とITERとのバランスをどうするかとか、後継人材をどうするか、あるいはいかに戦略的に取り組むか、まだまだ道のりがやはり長いというのをつくづく感じたわけです。

そうであればこそ、この夢のエネルギーをいずれ実現していかなければならない。着実にどう進めていくかということが今後とも、この評価にもありますように、非常に大事なことかなと。着実に進めていくためには着実に適宜チェック・アンド・レビューをしながら、進捗状況を確認し、あるいは適切な資源配分になっているか、あるいは一番大事な後継人材がちゃんと育ってきているかということをきちんと見極めながらやっていかないといけない。

しかもそれを、一方で大きな国費を投入してやるわけですから、内部だけでやるのではなくて、開かれた場でそういう議論をきちんとしていくことが非常に大事なことということで。今回の評価もそういう意味で今のようなことを踏まえた実感、作業としてなされたと思いますので、遠い先のものをきちんとやっていくというにはどうすればいいかということを中心に考えながら、進めていっていただきたいと思います。

以上です。

(近藤委員長) それでは、広瀬委員。

(広瀬委員) 確かにこれは大変に高度な研究で時間もかかるということもよく分かったのです

が、逆にそれを少し利用してといいますか、バイプロダクトがいろいろ得られたら、それなりに価値がさらに上がるのではないかと思います。こちらの報告書はそれでこの問題として結構ですけれども、これは人材教育とかそういったところで具体化していくべきであるというところで終わってしまっています。それを、今度はどこが担当するか分かりませんが、一つは夢のエネルギーということで、夢が膨らむものですよね。それからもう一つは、国際的な協力があるというところで、夢を膨らませるためには格好の材料だという気もするのです。ですから、そういったものを利用して、例えば若い人にもう少し、もう一度こういった方面に目を向けてもらって、この研究開発に参加することがどれほど意味のあるものかというような新たな一つの機会にさせていただけたらいいなと思います。それが第1点。

もう一つは、一般の広報ですが、核融合といっても普通の人は分かりませんよね。ですから、こういう機会に夢のエネルギープラズマとかそういう形で分かりやすく一般の国民の方に、この核融合全体を理解してもらおうということをやっていただけると、単にこの研究だけでなく、いろいろに膨らんでくるかなという気もいたしますので、今後の課題として進めていきたいと思います。

(高村部会長) ありがとうございます。

(近藤委員長) 松田委員。

(松田委員) 私もそうだったのですが、一般の人は、核融合というのはすぐに実現できていくものだと思い込んできているところが多いのです。伊藤委員は50年前から関心をお持ちでとてもお詳しいのですが、私は核融合という夢の技術はすぐに実現できるものと思って50年過ぎています。今回の委員会で私は、原子力研究は時間のスケジュールをもっときちっと見せていくことが必要ではないかと思いました。広報には時間軸も入れたものにしてください。これは長い計画の中で実現されていかねばならない大事な研究ですという研究の目的と時間的なものも見せていただきたい。五者協議などもこれから入っていく分野です。皆さんのネットワーキングをきちっとしていただきたいと思います。

(近藤委員長) ありがとうございます。

各委員が共通して指摘されたことの一つは核融合の研究開発に時間がかかっているし、これからもかかるということなのですが、私は、このことは核融合だけのことか、用心深くありたいと考えています。例えば、今をときめくカーボンファイバー、エアバスのA380で航空機がカーボンファイバーを使う時代が来たわけですが、この技術が発明されたのは1960年代の末か70年代の初めであり、そのころから、直ちに、これを航空機に使う夢の実

現に向けて取組が開始されたと記憶しています。ですから、この一つの新しい材料を大型設備に使うことを実現するのに30年、40年かかっているわけです。また、最近使われているエネルギー技術についても、調べてみると、その実用化の歴史は大変長いものが少なくありません。人間が風車を使ったのはかなり早い時期だけでも、最新の科学技術の成果を踏まえた風力発電がヨーロッパでポピュラーになった起源は、1973年、石油危機の後アメリカがプロジェクトインディペンデンスというエネルギー自給に向けた研究開発計画を企画推進した中で、メガワット級の風車をハワイに作ったことにあります。とんでもない規模であり、多くの人がアメリカの贅沢、風車は誰も使えないことを実証するものとか罵詈雑言を浴びせたのですが、この取組がもたらしたブレークスルーを環境派が政権を握っていたヨーロッパが継承し、花開いたのです。デンマークの風車技術の専門家が我々の今日あるのは、アメリカのタックスペーヤーがものすごい無駄金使ってくれたおかげだ。改めて感謝したいといっていましたけれども、こんな身近な技術でも、そういう、当時は無駄と思える投資とその成果を市場技術につなげる地道な取組が背後にあるということを国民の皆様と共有すべきではないかと思うのです。

もう一つは、核融合研究開発においては、原理の実証において、すでに実用規模の実験装置が必要であるという技術の特性を踏まえざるを得ないということ。私は大学で実用システムの設計研究とその実現のための研究開発戦略の在り方をいろいろな技術について研究してきましたが、核融合の研究開発戦略は、ITERのサイズのものを作らないと実用原理の実証ができないことを念頭に検討しなくてはいけないという特徴がある、多くの技術開発の場合には、実験室規模というように、小さな装置で原理を実証した後、大きくしてシステム化していく過程で実用化開発を行うのですが、それとはいささか異なるアプローチを取らざるを得ないことに気がつき、実験装置を組み替えて研究内容をだんだんに工業化していくことが合理的としたことがあります。つまり、原理の実証とシステム化可能性の実証が同じプラットフォームで行われる性格があることについては、丁寧に説明していいのではないかと、そういう特徴があることについては、国民の皆様に説明していいのではないかと思います。

それから、広瀬委員が指摘したところ、核融合に係る学術が、革新性あるいは厳密性を高く評価する文化と書いてある。これはなんだか分からない、これは何も核融合にかぎらないのに、専売特許みたいにいるのはどういふ見かといいたくなる読者もいるに違いないので、これも丁寧な説明が必要だと思います。ただ、厳密な議論をして、リスクを十分に小さくして

大きな装置を作ってきていることは確かなのですね。大きな装置を作るのだから当たり前ではないかということかとも思うのですが、そうしてきておられることはたしかで、それはそれで非常に大事なことだと思います。そして、そういう哲学なり進め方は当該分野に閉じられるべきではなく、その重要性を社会と共有していくべき。そういうことにより、それに魅力を感じてまた人が集まってくることや支持者が増えることがあるに違いないと考えて、この点についても国民との間で相互理解活動をきちんとやっていかれるべきだと思います。

それから三つ目は、ノウハウの蓄積される組織、機関をどうするか、報告は問題提起で終わっているのですが、関係者には、既にITER組織において発注活動が行われているところ、そこにこそものづくりのノウハウが凝縮されていくに違いないので、これを共有財産にしていくしかが必要十分なのかと問いかけてつ、その受け皿、取り皿を国内に整備しなくてはいけないところ、考えているために許される時間は日に日に少なくなっているという気持ちでその整備に取り組んで頂きたいと。ここでは必要であると書いているだけですけれども、私としてはそういう気持ちでいることをお伝えしたいと思います。

私からは以上です。

(高村部会長) 少しよろしいでしょうか。最後の知財に関しては、いわゆる幅広い活動に関してはある程度決まりを作りつつありますし、実際それが動き出しています。それから、ITERに関しては、まだ十分になってないのですけれども、ITER機構の中にこれに関する委員会が立ち上がりました。実は調達等に関しても企業側からその辺の懸念が非常に強いということで、これは今立ち上がった知財に関する委員会を実際に活動というかアウトプットが出るような形でやっているということなのでいくのではないかなと思っております。されど、さらにそこをしっかりとやっていくことは当然のことだと思います。

それから、時間がかかるということで近藤委員長からほかの例を挙げていただいたのですけれども。今、伊藤委員が50年前ということを言われました。私がプラズマ研究所において修士として研究を始めたんですけれども。そのころに比べますと、大きな進展があります。実は昨年が核融合にとっては50周年ということで。バーバラの宣言があつてからちょうど50周年ということです。ジュネーブで行われたフュージョンエネルギーコンファレンスがメモリアルな会議になったわけです。それで、その50年前に比べますともものすごい進歩というか、最初のレベルが余りにも幼稚であったと言えるかもしれませんけれども、非常にいろいろなことがよく分かってきたということで、それは非常にエンカレッジなことで、分からないことがずっと続いていて開発だということは許されないことだと思うんです。それ

がいろいろな形でよく学術的にも分かってきたと。先ほど厳密性云々ということをおっしゃられたのですけれども、そこにこだわるのは、以前の非常に古い時代には非常に現象論的で、アバウトな表現、記述しかできなかった。今は精密科学として確立しつつあると。精密科学として確立するということは予測ができる。学術というのは大体そういうものなのですね。予測ができるようになりつつあるということで。このような意味で核融合というのは開発あるいは学術的にも非常に力を蓄えている気がいたします。

そんなようなことで、今日原子力委員の皆さんから頂いた御意見を肝に銘じて、私もう現場から離れておりますけれども、後輩あるいは同僚に伝えて、国民の信頼を得るべく努力していきたいと思っております。どうもありがとうございました。

(近藤委員長) どうもありがとうございました。

それでは、以上の御報告を踏まえての委員会としての取組の方針をとりまとめたいと思います。事前に委員の皆様と議論したところを踏まえて、事務局に原案を用意して頂いていると思いますので、それをまず御紹介いただきましょうか。

(土橋参事官) それでは、この議題に続きまして、資料1-2で原子力委員会のこの評価についての考え方を案として用意してございますので、事務局より御説明をさせていただきます。

(渡邊主査) 事務局でございます。資料第1-2号でございます。タイトル、原子力政策大綱等に示している核融合研究開発に関する取組の基本的考え方の評価について(案)でございます。

こちら、第1段落のほう、今高村部会長から御説明を頂きました報告書の内容について記載をさせていただいております。真ん中あたりになりますけれども、評価の結果といたしまして、今後のこの取組の推進に当たっては原子力政策大綱及び「推進方策について」に示された基本的考え方は引き続き尊重されるべきとした上で、この基本的考え方の目指すところを一層確実に実現するために関係行政機関等が留意するべきところを提言としてとりまとめていると内容を書かせていただいております。

第2段落になりますけれども、当委員会は、同報告書の内容は適切と判断し、関係行政機関等には核融合研究開発に関する取組を引き続き原子力政策大綱及び「推進方策について」に示した基本的考え方を尊重するとともに、同報告書の提言にも留意しつつ推進することを求めるとしてございます。

最後になりますけれども、なお、当委員会は、この認識に基づいて、毎年度決定しております経費の見積りについての審議等の機会に、関係行政機関等の取組状況を聴取し、必要な

対応を求めていくこととするとしてございます。

以上でございます。

(近藤委員長) ありがとうございます。

委員会としては御報告をこのように評価し、今後このような方針で臨みたいということですが、これを委員会の決定とすることについて、いかがでございましょうか。ご異議ございませんか。よろしゅうございますか。それでは、そのようにさせていただきます。

この議題はこれで終わらせていただきます。高村部会長には誠にありがとうございました。では、次の議題。

(2) 原子力損害賠償制度の在り方の検討について

(土橋参事官) それでは、2番目の議題でございます。2番目の議題は、原子力損害賠償制度の在り方の検討についてでございます。前回の委員会で文部科学省から原賠制度の報告をいただきまして、本日はそれを受けまして原子力委員会としての見解を資料第2号ということで案を作らせていただいております。これについて御審議をしていただければと思います。牧補佐より御説明をさせていただきます。

(牧参事官補佐) 資料第2号でございます。原子力損害賠償制度の在り方の検討について

(案) という資料でございます。先週の文部科学省からの報告を受けまして、原子力委員会の見解の案として作成したものでございます。では、読み上げさせていただきます。

原子力委員会は、平成20年6月3日にとりまとめた「原子力損害賠償制度の在り方の検討について」と題する見解において、現行の原子力損害の賠償に関する法律（以下、「原賠法」という。）の時限的な規定が「平成21年12月31日まで」となっていることから、同法の改正を行う時期が到来しているため、この法律の所管官庁である文部科学省は、より望ましい原子力損害賠償制度の確立に資するため、原賠法が初めて適用されたJCO臨界事故の経験などを踏まえて原子力損害賠償制度の在り方に関する検討を速やかに進めるべきであるとした。これに対し、文部科学省は、「原子力損害賠償制度の在り方に関する検討会」を設置してこの検討を実施し、平成20年12月15日に第1次報告書を取りまとめた。

原子力委員会は平成21年1月13日に文部科学省より同報告書の内容について報告を受けた。当委員会は、同報告書が法律改正事項として掲げている①適用期限の延長、②賠償措

置額の引上げ、③紛争審査会の所掌事務の追加、④罰則の強化、⑤政府補償契約に係る一部事務の保険会社への委託の5項目が海外の動向やJCO臨界事故に係る賠償対応の経験に基づく知見を踏まえた、原子力損害賠償制度の充実に資する適切なものであると評価するので、文部科学省においては同報告書に基づく法律改正の速やかな実現に取り組むべきであると考ええる。

なお、同報告書において「引き続き検討を行う事項」とされている点については、その検討が進んだ段階で文部科学省から検討結果を適宜聴取するとともに、必要に応じて見解を示すこととする。

以上でございます。

(近藤委員長) これにつきましては、前回の文科省よりのご報告に関するこの席での御議論を踏まえて、こんなところを私どもの見解として発しておくべきかと考えて、ドラフトしたものを事前にお目通しを願ったところですが、いかがでございましょうか。

これをもって我々の見解とすること、よろしゅうございますか。

はい。それでは、御異議なしと理解して、そのようにさせていただきます。

ありがとうございました。それでは、この議題は終わります、その他議題、事務局何か。

(3) その他

(土橋参事官) 議題は特に用意してございませんが、資料としては資料4で2月15日に開催予定の市民参加懇談会in鹿児島のプレスリリース資料をお配りしてございます。

以上でございます。

(近藤委員長) はい。これは課程2年生、大学院学生だという意味ですか。普通は学生と書くのですか。

(土橋参事官) 21世紀プログラム課程という新しいプログラムが九州大学にあって。

(近藤委員長) 学部学生、大学院学生、どちらですか。

(土橋参事官) 学部の2年生だと思います。学部というか、今教養とあれがなくなったからあれですけれども、いわゆる4年課程の中の2年生ですね。

(近藤委員長) 大学院学生じゃなくて大学の学生ですか。

(土橋参事官) ええ、修士課程の2年生じゃなくて。

(近藤委員長) その情報がないですね。これで分かるのかな。

よろしゅうございますか。これは単なるプレスリリース。

では、本日は、これで終わってよろしゅうございますか。

それでは、次回予定を伺って、終わらせていただきます。

(土橋参事官) 次回、第4回の原子力委員会でございますが、来週、1月27日、定例の会議として10時半より、場所は本日と同じこの会議室で開催したいと思います。

以上でございます。

(近藤委員長) ありがとうございます。

では、これで終わります。

どうもありがとうございました。

—了—